

III. 通信・放送産業における放送と規則

A. 電気通信（テレコム）産業

1. 概要

a. 知識・情報・通信産業（分類）

ネットワーク型情報伝達産業

文書通信（郵便、宅配便等）

電気通信

境界ケースもあり（インターネット、fax）

他のネットワーク産業（電力・交通）

b. 定義

電気的手段（有線および無線）によって他者間の情報伝達を媒介する業務にたずさわる産業（放送を除く。ただし、通信と放送の境界は不明確になりつつある。）

c. 社会的機能

社会経済システムの中枢神経系

生体システムとのアナロジー

人 間	社会経済システム
消化系	製造工場（原料）
循環系	エネルギー・電力・交通
神経系	電気通信、放送

動物の神経（有機体）とのアナロジー

は虫類	神経疎い
ほ乳類	神経密

歴史段階、発展段階、動物進化段階とのアナロジー

歴史段階	発展段階	動物進化段階
江戸・明治時代	途上国	ほ乳類
現代	日本	人間

d. 種類 (*は1970年以前からのもの)

電気通信のサービス

電信 (テレックス) *

電報 * (一部は残存)

電話 (アナログ、有線・無線)

音声・市内電話 *

ファクシミリ

デジタル通信 (有線・無線)

電話 (市内・市外) (ラジオ・テレビ放送の仲介)

データ通信 (インターネット)

総合デジタル網 (ISDN)

ADSL

IP電話

移動通信 (アナログ、デジタル)

船舶電話

列車・自動車電話

航空機電話

携帯電話——最近急速に成長

——最近は、電話網がインターネット中に埋没されつつある。

2. 電話ネットワークの構造

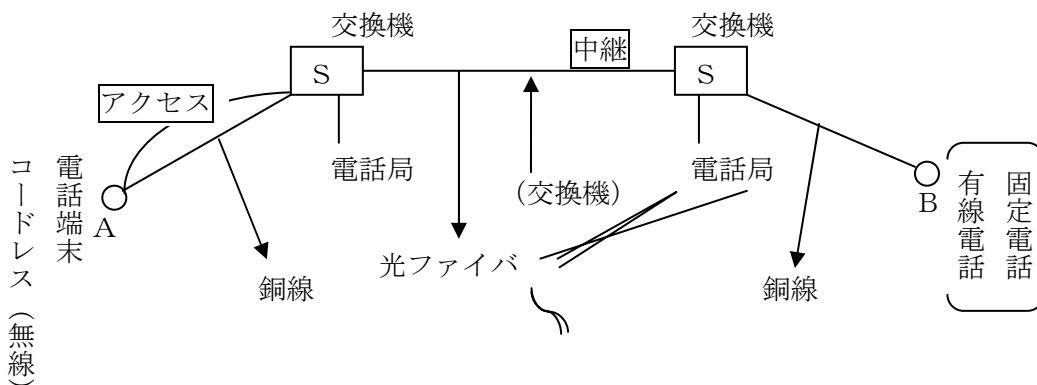
通信の仕事 (サービス) の 3 要素

}	アクセス
	中継
	交換

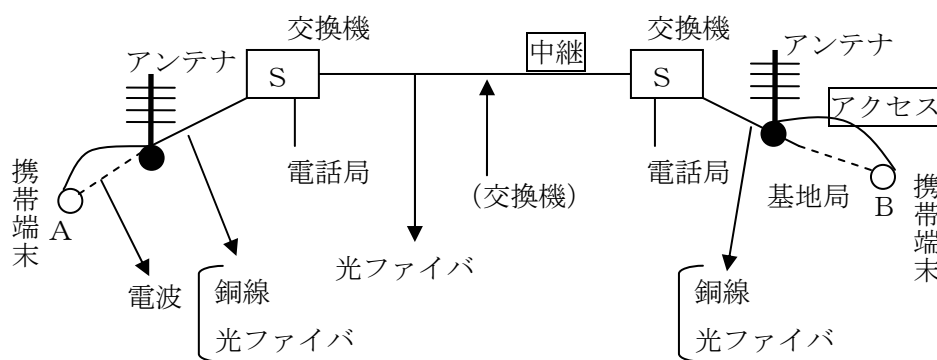
電話・放送を問わず、通信では

(① ユーザがネットワークに アクセス
② 途中は 中継・交換 でつなぐ) 両者は別の仕事

a. 有線 (Wired) ネットワーク

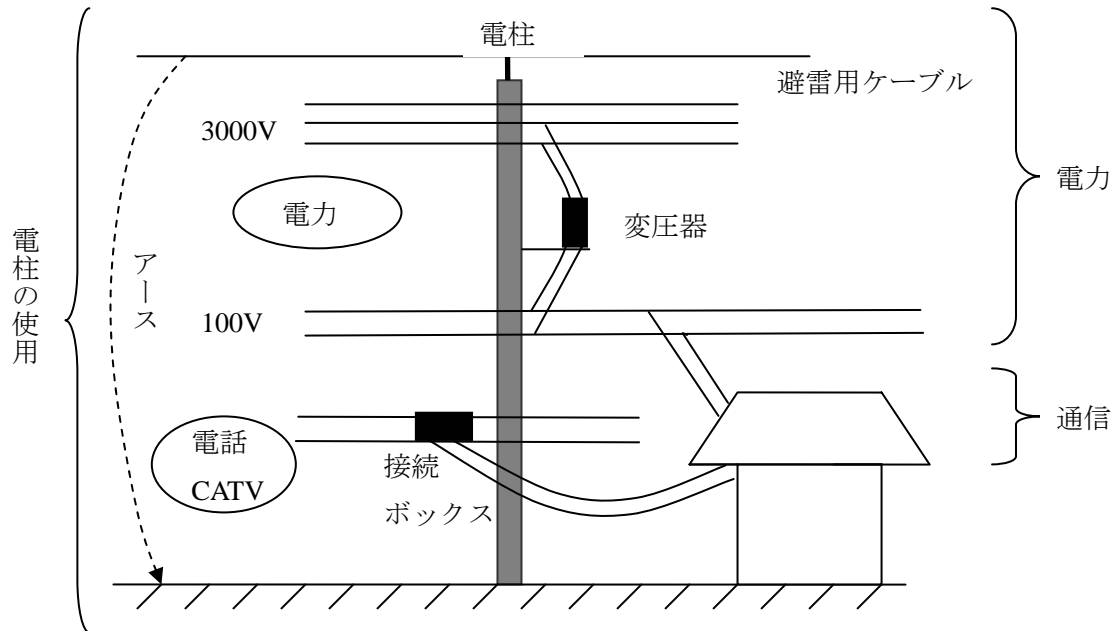


b. 無線 (Wireless) ネットワーク



c. 通信インフラ

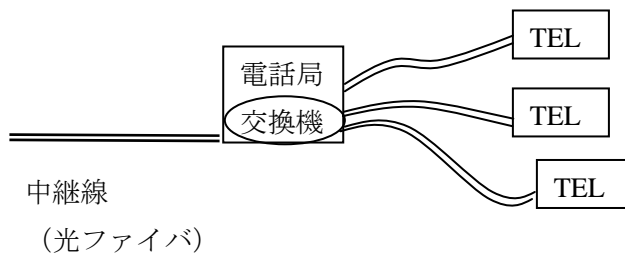
(i) 電柱と空中線



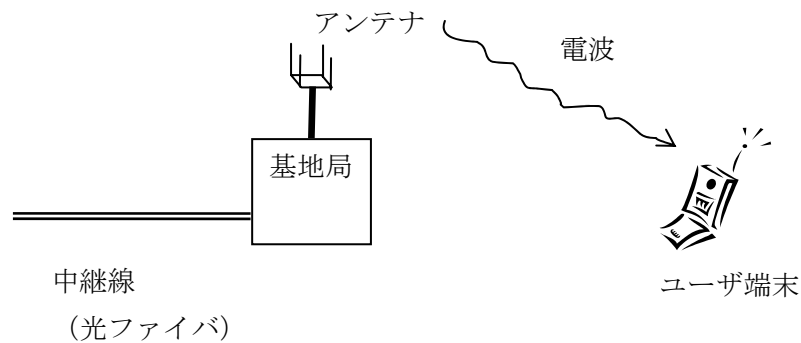
(ii) 固定電話ネットワーク

スター型

すべての加入者が交換機に独立の回線で接続

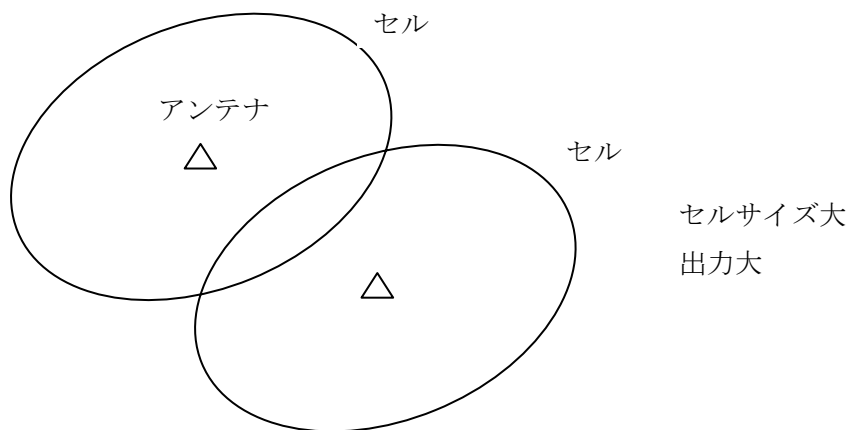


(iii) 移動電話ネットワーク (基地局と電波アクセス)

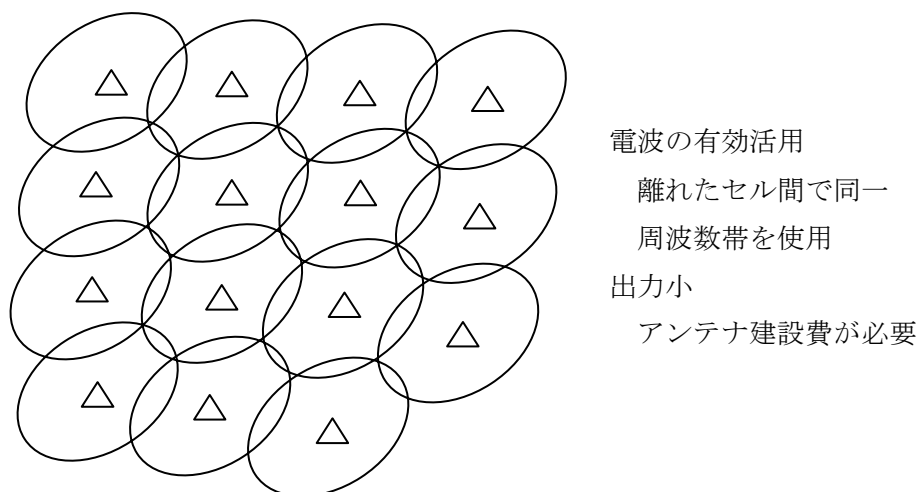


(iv) 無線通信におけるセル型アクセスシステム

① 大型セル

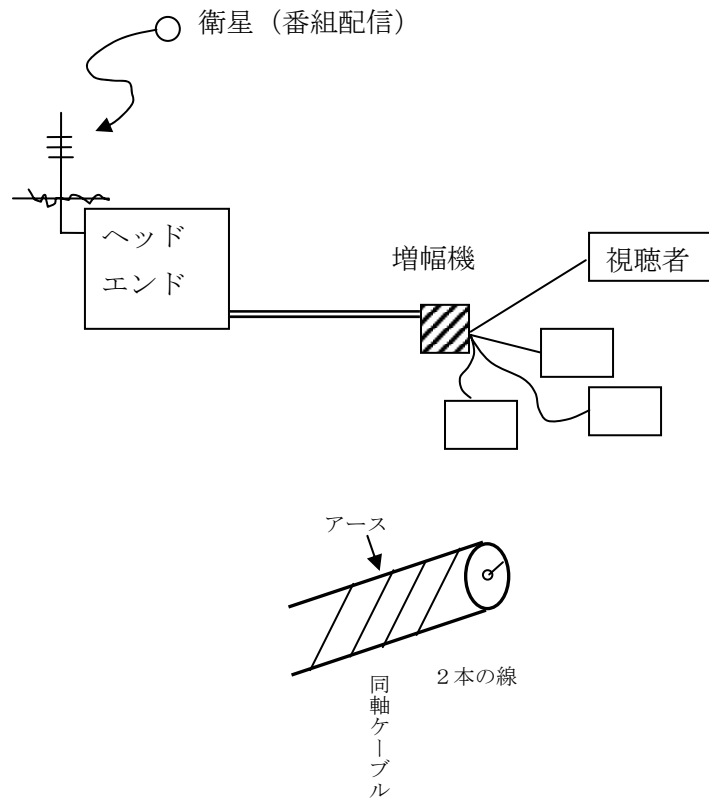


② 細分セル (小型)



(付加的投資による電波の活用)

(v) ケーブル・テレビネットワーク（枝分かれ型）、同軸ケーブル使用



3. わが国電気通信産業の制度

a. 政府による規制下の産業

根拠法規：

電気通信事業法（事業規制、参入・退出規制、価格規制を含む諸規制・認同等の基礎）

日本電信電話株式会社法（NTT法）

——これらの他に施行規則、基準、契約、約款がある。

——NTTのうち東西地域会社、KDDは他社と異なる強い規制を受ける。

規制が多い。

非対称規制。

b. 企業（電気通信事業者）

- (i) 第一種事業者（伝送設備すなわち通信線を保有、参入・退出、事業内容は許可制）

国内：NTT 1

長距離NCC 3

その他NCC（衛星、地域、自動車等、無線呼出し）

国際NCC

ITJ、IDC

- (ii) 第二種事業者（伝送設備なし、交換設備あり、情報加工等）
特別第二種事業者（大規模 [500回線以上]、不特定多数を対象、国際業務：登録制）
一般第二種事業者（その他、届出制）
現在（2003年）、一・二種区別の廃止法案を審議中

4. わが国電気通信産業の歴史

a. 概要

いずれの国においても、電気通信インフラストラクチャの建設は、経済の発展と社会の安定のための必要条件である。経済成長、技術進歩、社会組織の形成、そして分業の進展は、われわれ社会の諸活動の維持・発展に必要な情報伝達量を増大させる。現代社会における電気通信網は、距離と時間の制約を超えて人々を結び付けるものであり、生体における神経網と同様の役割をはたしている。電気通信網の重要性は、今日もしそれが利用不可能になった場合、電気通信網を利用して実行するのと同様の活動を続けるためにどれだけの経費を必要とするかを考えてみれば明かであろう。

わが国における電気通信網の建設は、明治年間に始まり、第二次世界大戦時に半数が焼失した。しかし、1950年代以降急速に整備され、1980年代初めまでに、（自動ダイヤル化を含む）全国ネットワークがほぼ完成した。1950年以降の約30年間に、わが国の電気通信網は、途上国のレベルから世界の先進国のレベルまで成長したのである。わが国社会における他のインフラストラクチャ（交通、住宅、その他の公共システム施設）と比較したとき、電気通信網の成長率は群を抜いて高かった。とりわけ、石油ショックと景気後退が続いた1970年代中葉において、電気通信網の成長が加速された点が顕著である。

b. 電話（日本）年表

1988年：東京・横浜間に建設（アナログ）

政府事業←軍用

外国：アメリカ（発明）
民間会社：ベル会社
独占を形成：AT&T
アメリカ以外（輸入）
政府の事業

「もしもし」
←「申す、申す」

電話は贅沢品 ・政府等ごく一部の者が使った
・証券会社（株屋）、新聞社・通信社

少しずつ民間に普及

1941年：世帯の2%が加入（電力会社の電柱を利用）

第二次大戦直前

1945年：1%に減少（10万加入）

敗戦時

—戦後復興：電話が急速に普及（戦後の乏しい資金を集中して建設を進める）

1970代末：90%の世帯に普及（4000万加入）

1980代半：100%の世帯に普及（6000万加入）

電話が必需品になる（黒電話、ダイヤル式）

1980～現在：高級化：プッシュ式、録音他

1980末：自動車電話（加入20万円、5万円/月）→小型化（ポケベル）

1994年頃から：携帯電話が急速に普及（価格低下、小型化、便利）

年表

1889（明治23）年、政府により、東京・横浜間に電話交換開始。

政府によって運営される国家事業として発展してきた——戦前・
戦中は軍事的側面を重視。

1935（昭和10）年、政府予算一般会計から通信事業特別会計として独立。

1945（昭和20）年、第二次大戦終了。電話の約半数が戦災で失われる。

1948（昭和23）年、電話公債引受制度開始（電話需要の『積滞』への対応策）。
法定電話料金制度の開始。

1952（昭和27）年、電気通信省電気通信事業特別会計から、日本電信電話公社（旧NTT）
として独立（国の運営する会社、予算は国会の承認を要する。人事などは政府が監督・許可する）。

国際電信電話株式会社（KDD）をNTTから分離・発足。

1962（昭和37）年、長距離ダイヤル市外通話はじまる（以降は交換手による手動）。

- 1968（昭和43）年、ポケットベル開始。
データ通信開始（コンピュータ用データ）（国鉄はすでに指定券のコンピュータ販売を開始）。
- 1969（昭和44）年、プッシュホン開始。
このころから情報通信技術進歩の加速はじまる（銀行オンライン）（カード）。
- 1972（昭和47）年、音響カプラー許可（一般ユーザによるデータ通信の開始）。
- 1980（昭和55）年、デジタル交換・パケット交換網開始。
- 1982（昭和57）年、テレホンカード使用開始。
- 1985（昭和60）年、旧NTTは民営化されて、日本電信電話株式会社（現NTTとなる（株式は政府が順次公開）。
通信産業の「自由化」、すなわちNTT以外の国内通信業者（NCC）の参入の自由化（ただし一種業者参入は許可制）。
電話端末設備を自由化（電話機の価格がNTTの独占から外れた。ユーザが規格にあった電話機を購入して自由に取り付けることができる）。
- 1987（昭和62）年、NTTデータ通信本部分離。
- 1988（昭和63）年、総合デジタル・サービス（ISDN）開始。
- 1989（平成元）年、KDD以外の国際通信業者の参入の自由化（ただし許可制）。
- 1990（平成2）年、「電気通信産業の見直し」に関する電気通信政策審議会答申。NTT再編を1995年までにおこなう。「公正競争」の促進。
- 1993（平成5）年、NTT移動通信本部分離。公衆電話料値下げ。
- 1994（平成6）年、電話基本料値上げ。
- 1995（平成7）年、PHSサービスのスタート。「NTT経営形態見直し」に関連した論議はじまる。
- 1996（平成8）年、電気通信審議会（NTT特別部会）がNTTの東西2分割、持株会社制度案を答申。
- 1997（平成9）年、NTT分割、規制緩和等政策。
- 2000（平成12）年、この頃から固定電話加入の頭打ち、減少はじまる。

5. 1985年の改革

a. わが国電気通信産業の自由化、NTTの民営化（1985年）前後の経過

政府による直営電話事業：～1949年まで

戦後、占領軍が米国方式（民営、政府から切り離す）を採用させる

1949年：政府の中で電話部門が独立

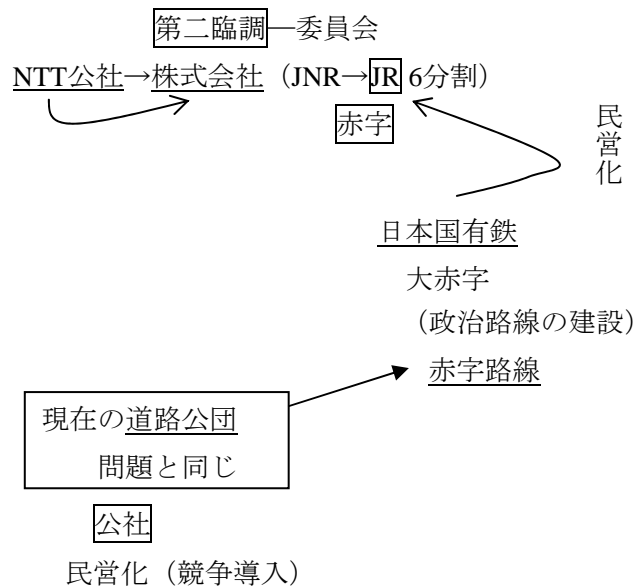
1952年：旧NTT（公社）が成立（電話事業）

独占——高価格、低サービス

公社：政府経営の会社

1980年代：三公社（NTT、JNR、たばこ）

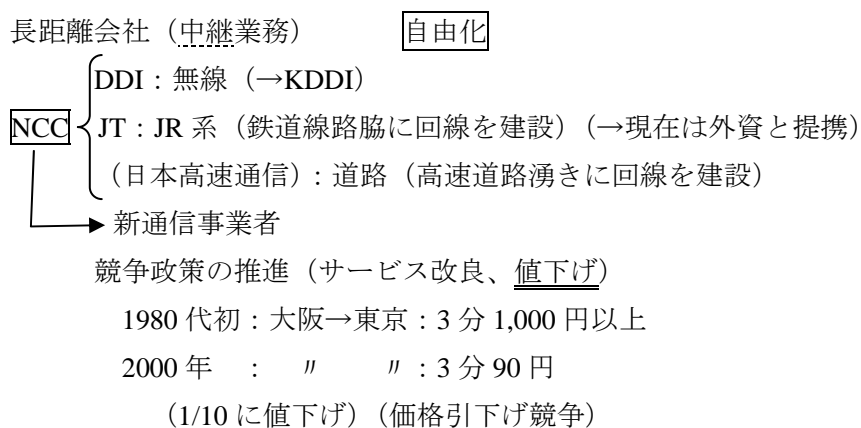
民営化の動き→実現（中曽根内閣）



1985：NTT民営化（公社→株式会社）

株式発行→売却（政府収入になる）

独占をやめて民間会社に参入を許す



b. 年表

1971以前 テレコム事業は（旧）NTT（日本電信電話公社）による完全独占
回線使用法、価格はNTTが決定。

- 1971 第一次回線開放（専用線のコンピュータ接続、同データ通信を認める）。
- 1974 （米）AT&Tの分割要求（米司法省が独禁法違反で提訴）。
- 1981 真藤恒氏のNTT社長就任。
経団連リポート：A専用回線の共同使用、B同他人使用、C同公衆回線への接続、DVANによる通信媒介の自由化を提言。
NTTは上記のうちC、Dに反対。
- 1982 米政府がVANサービスの自由化を要求。
NTTによる電話機販売の自由化（同販売事業への参入禁止の廃止、独占の終止）。
第二臨調による電気通信産業への競争の導入・自由化方針を決定——3公社（（旧）国鉄、（旧）専売公社、（旧）NTT）の分割・民営化。
総評は第二臨調の上記方針に反対。
- 1983 郵政省が国際通信市場へ競争導入の方針を発表（KDD株式の大幅下落）。
郵政省が「公衆電気通信法」を改正し、競争・自由化を導入する作業を開始。
- 1984 自民党がNTTの民営化（株式は政府が保有し売出す）、同非分割、競争導入の方針を決定。
（米）ATTを分割。長距離主体の（新）ATTとベル地域会社へ分割。
- 1985 （4月）電気通信事業法施行。第一種、第二種事業者を区別。日本電信電話株式会社法施行。NTTは民営化され、株式会社となる。
（当初郵政省案による第二種事業者の規制案は、米国および通産省の反対により大幅緩和、第二種事業はほとんど完全に自由化された。）
NTTが多数の子会社の創設をはじめめる。
- 1986 郵政省が長距離新事業者（NCC）を認可——第二電電（DDI——財界系）、日本テレコム（JT-JR系）、および日本高速通信（TWJ——日本道路公団系）。長距離テレコムサービスの競争はじまる。料金はNTTよりも10～20%低く設定。
NTTが長距離料金を引き下げ、NCCはこれに追随、KDDが料金引き下げ。
- 1986 郵政省が国際通信NCC2社を認可（ITJ——商社・財界系、IDC——外資（CRW）・伊藤忠系）。

- 1987 郵政省が移動通信事業（自動車電話）を3社（NTT、TWJ、DDI）に認可する方針を決定。
NTTデータ通信分離。
- 1988 NTT、KDD、NCCの料金引き下げ。
（4月）NTTデジタル・サービス（ISDN）を開始
- 1989 郵政省がNTTの分割、競争促進の方針を発表（NTT株式の大幅下落）。
（米）AT&Tの分割を評価。
NTTは分割は市内料金の値上げを招くと反対。
NTT、KDD、NCCの料金引き下げ続く。
全電通がNTTの分割に反対。
経団連もNTTの即時分割は時期尚早として反対。
- 1990 郵政省はNTTの即時分割を断念。競争促進、ISDNの早期実現を命令。
NTTが公正競争促進方策を発表。
- 1991 東京－名古屋－大阪間の市外直通話数のうち、NCC3社のシェアが約50%に達する。
- 1992 NTT移動通信の分離（NTT-DOCOMOとなる）。
- 1995 郵政省はNTTの分離・分割（長距離サービスの分離、市内サービスの地域分割）を再度推進し、1996年3月に「分割答申」。
- 1997 NTT法改正（持株会社方式による長距離、東日本、西日本へ分割を1999年に実施）、KDD法改正（国内通信へ進出）、電気通信事業法改正（接続義務など）

6. 移動通信・インターネットの成長

1980代：自動車電話（端末供給をNTTが独占）

1994：端末の自由化（メーカーの自由参入）



2002：6000万余の加入数

（固定電話を追い越す）

携帯→日常生活の必需品

（インターネットとの接続
メールも可能）

第2世代：



第3世代に移行中

成長が鈍化

7. 電気通信産業における規制と競争

a. 諸要因

(i) 伝統的立場

政府事業

規制下の（自然）独占（ボトルネックの存在）

設備産業・ネットワーク産業としての特色（独占の「正当化」（？））

規模の経済 (Economies of Scale)

——事業規模が大きいほど単位コストは低い

範囲の経済 (Economies of Scope)

——事業範囲が広いほど単位コストは低い

ユーザ外部性

——ユーザの数の多少で加入の効用が決まる

独占価格

事業者の利益追求のための独占価格（高価格）設定を規制

ユニバーサル・サービスの保証（地域間サービスの差の縮小・価格の平準化）

研究開発の推進

(ii) 新しい要因

新事業者による競争（参入許可）——米国にはじまる

技術進歩の成果の配分

価格の下落（とくに長距離通信で——デジタル化による多重化）

サービス内容の高度化

産業組織の変革の必要

参入・退出の自由化

価格設定の自由化

競争要因の増大（←技術進歩）

(iii) 競争と規制のバランス

下部構造（回線・ネットワーク）と上部サービス

地域サービス（独占）と長距離通信（競争）

b. 「NTTによるアクセス独占」（ボトルネック独占）の問題

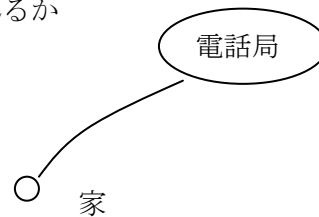
市内電話回線における独占

価格はコスト以下に据え置かれている（？）。

問題：NTT の独占

有線 アクセス回線の**独占**
固定 電話の**アクセス**

どのように
競争を入れるか



新規参入が困難

無線 アクセスは競争状態（参入容易）
— 一国の**規制**が強い（郵政省→総務省）
— (通信)

c. 「NTTによる垂直統合とインフラ独占」の問題

(i) 他事業者との「公正競争」の実現

- イコール・アクセス
- NTT地域網との接続条件・接続料金

(ii) 料金決定と「内部補助」の問題

参入・退出規制があり、自由な競争を行うことができない産業においてどのような価格を設定すればサービスの需要・供給側の双方に利益がもたらされるか（？）

（規制下の料金の決め方）

総括原価主義

収益率規制（米）

プライス・キャップ（英、米）

内部補助：利益の上がる分野から赤字の出ている分野に組織内部で資金を回すこと（内部補助金を出すこと）

例：JRの新幹線から在来線への内部補助

NTTにおけるインフラからサービスへの内部補助

（内部補助は市場を歪め、費用に対応する正しい需要の発現を不可能にし、かつ、多くの場合時間の推移に伴って黒字・赤字ともに大きくなる傾向があり、問題を含むことが多い。ただし、新規事業・サービスの発足には既存部分からの内部補助が必要なことが多い。）

d. 公共的な要請と企業の利益との調和

- (1) 研究開発活動（新しい技術・サービスの開発、全体としての産業発展の基礎的な要因）

研究開発、とりわけ基礎技術の開発は、多額の費用がかかるわりに開発結果が他の経済主体にも使用される（公共財としての性質をもつ）ので、私企業によるよりも公共的な組織によって運営されるほうが効率が高い。

- (2) ユニバーサル・サービス

すべてのユーザに対して同一サービスを同一料金で提供できること。

例：学校教育（義務教育）

郵便配達サービス（ポストの配置）

（社会の基礎的なニーズを満たすための活動として必要）

8. 電気通信産業の最適構造

a. 「縦割り（上下分離、水平分業）」（長距離と市内、地域別分割）

問題点：

——地域独占・インフラ独占が残る

ユニバーサル・サービスが困難

研究開発力の弱化

標準化が困難になる

規制が複雑化する傾向がある

b. 「横割り（上下分離、垂直分業）」

問題点：

国際間の整合性が必要

（米）基礎サービス

上部（拡張）サービス

（独占・規制分野と競争分野を分離できる）

構造：

インフラ保有・提供会社（非規制）

基礎サービス提供（ネットワーク）会社（規制）

上部サービス提供会社（非規制）

——ユニバーサル・サービスが可能

競争の最大限の実現

「分割コスト」が大

長所：

- 競争の推進（オープン・プラットフォームの形成）
- 標準化の実現
- 独占の「必要悪」を最小化

垂直分業の例：

- 道路と自動車と商業
- 新幹線保有機構とJR（東日本、東海、西日本）
- 航空機と旅行業者
- 海運業と流通業
- 第一種・第二種事業（不完全分業）

図1. 通信・放送における情報伝送の階層構造（レイヤー構造）

サービス種別	インターネット	電話（固定・移動）	放送	供給形体種別 (目標)
コンテンツ	Eメール、WWW	(電話・Fax内容)	放送番組	競争領域
ネットワーク	IPパケット伝送 ①	音声型伝送	放送	
媒体	電流、光 ②		③ 地上電波 衛星用電波	
	銅線、同軸ケーブル、 光ファイバー		(アンテナ) トランス ポンド	
スペース・設備	共同溝、とう道、下水溝、 管路、電柱間スペース、 鉄道・高速道路脇スペース		衛星	独占供給 領域
	地上・地下・海底スペース		地上電波 スペース 衛星用電波 スペース、 衛星軌道 スペース	
インフラ種別	有線インフラ		無線インフラ	

図2. 上下分離体制下の情報通信産業構造（通信と放送の融合）

事業等種別	経済主体とその種別		供給 形体 種別
最終需要	消費者、一般企業、政府・自治体・公益団体		
コンテンツ供給	コンテンツ作成・供給事業者（新聞、出版、音楽・映像作成、通信社、プロダクション、広告等）	Web、メール	競争 領域
情報伝送	ネットワーク事業者（放送型、電話（広・狭帯域）型、専用型、アクセス型、バックボーン型、インターネット型等） [接続・アンバンドル規制？] [放送型の集中排除規制？] <「三原則」による供給>		
インフラ供給	情報伝送インフラ供給 公社 （有線インフラ、無線インフラ） [ユニバーサル・サービス？] [インフラ先行建設？]		独占 供給 領域

[KTIB-704.5]

9. 諸外国における電気通信産業

a. アメリカ

(i) 特色

19世紀末の電気通信事業の創業以来、複数の私企業によって事業経営が進められた。

(旧) Bell電話会社を母体とするAT&Tが中心的な存在であった。

1984年にAT&Tの分割

1996年にテレコム・ケーブルテレビ間、長距離・地域市場間の相互参入自由化

(ii) 制度（規制の体制）

FCC（連邦通信委員会、Federal Communications Commission）

独立の規制機関、国際通信および国内通信のうち州際通信を規制
各州の公益事業委員会

各州内の事業の認可、料金の許可等を行っている。

（実際には、独占禁止法との関連で、司法省・裁判所が関与する。）

(iii) 歴史

1877年 Bell電話会社設立

1885年 AT&TがBell電話会社の子会社として設立

1889年 AT&TとBell電話会社の合併

1913年 司法省反トラスト法違反問題

キングズベリー約定（AT&Tと司法省との第1次独占禁止法訴訟が和解）

独立電話会社との接続（市外回線網の開放）

独立電話会社の買収・合併の禁止

1934年 連邦通信法設定

連邦通信委員会(FCC) の設立

1949年 司法省によるAT&Tに対する第2次独占禁止法訴訟（ウェスタンエレクトリック会社——AT&Tによる電話端末等の製造会社・の分離を要求）

1956年 司法省とAT&Tとの同意審決（第2次独占禁止法訴訟が和解）
ウェスタンエレクトリックは分離しないが、その製品はBell会社にのみ納品

Bellシステムは電気通信分野以外に進出しない

AT&Tの技術情報の公開

1959年 FCCにより 890メガサイクルを超える電波の使用を解放

- 1963年 MCI が専用線サービスの許可を申請（自由化のはじまり）
（FCC により1969年に認可）
- 1968年 FCC の「カーターフォン」裁定
自営機器の電話網への接続を認める
- 1971年 FCC の特殊通信事業者裁定
専用線への参入の自由化
FCC 第1次コンピュータ調査裁定
データ処理サービスの自由化
- 1972年 オープン・スカイ・ポリシー裁定（米国内衛星通信の自由化）
- 1974年 司法省によるAT&Tに対する第3次独占禁止法訴訟開始
（ウェスタンエレクトリック・Bell研究所の分離、Bell 系電話会社の分離・分割）
- 1978年 MCI によるエグゼキュ・ネット（無線回線による市外通話サービス）を開始
FCC はこれを禁止
- 1978年 連邦最高裁判所がエグゼキュ・ネットの合法性を認める
- 1980年 FCC 第2次コンピュータ調査裁定
基本サービスは規制
高度サービスは自由化
- 1982年 司法省による第3次独占禁止法訴訟和解、AT&Tとの修正同意審決
Bell系電話会社の分離
ウェスタンエレクトリック・Bell研究所は分離しない
AT&Tは分離子会社によって非規制分野に進出できる
FCC が長距離事業者と加入者からのアクセスチャージを実施
- 1984年 AT&Tの分離・分割、Bell系電話会社独立（7 RHC & 22 RBOC）
- 1986年 FCC 第3次コンピュータ調査裁定
- 1987年 新しい価格規制（プライス・キャップ）
修正同意審決の見直し
- 1992年 CAP業者の参入を認める、RHCに接続命令（FCC）
- 1992年 FCCのビデオ・ダイヤルトーン裁定
- 1993年 クリントン政権の「情報ハイウェイ」政策
- 1995年 通信法改正の動き——ローカル・長距離の相互参入、ケーブルテレビとの相互参入
- 1996年 2月に通信法大幅改正。各市場相互参入、競争の推進

基本サービス（音声・データをそのまま伝えるサービス）

高度サービス（コンピュータを使ってさまざまな処理を加えて伝えるサービス）

アクセチャージ（市外電話をかける／かけさせるために使う市内電話の使用料）

米国の主な電気通信政策の流れ

年	出来事
1913年	キングズベリー誓約（第一次AT&T反トラスト法訴訟が和解）
34年	米国通信法制度（FCC設立）
56年	同意審決（第二次 AT&T 反トラスト法訴訟が和解）
72年	オープン・スカイ・ポリシー裁定（米国内衛星通信分野の自由化）
74年	司法省、第三次AT&T反トラスト法訴訟を起こす
76年	専用線の再販・共同利用の規制撤廃
77年	端末機器登録制度の実施（端末機器の自由化）
78年	エグゼキュネット判決（長距離通信分野への新規参入の自由化）
82年	修正同意審決（第三次AT&T反トラスト法訴訟が和解）
84年	AT&T分割（7つのRHCと22のBOCへ）
87年	修正同意審決の見直し（情報サービスの伝送は認められる）
90年 4月	コロンビア特別地区控訴裁判所が、87年の修正同意審決見直し裁定の再審を命じる
91年 7月	RHCによる情報サービス内容の提供禁止を撤廃する判決。ただし発効は上級審の判決が確定するまで差し止め
8月	グリーン判事、これを不服として提訴していたRHCの訴えを却下

(iv) 電気通信産業組織（米）の現状（*は強い規制下にあるもの）

① 市内電話

ベル電話会社（22会社、7持株会社に統合）*

独立電話会社（1,500社）*

——地域内でそれぞれ独占、他事業へ進出禁止

（上部サービスは1992年に解禁）

② 市外・国際通話

（新）AT&T*

独立電話会社（MCI 他）

——非対称規制（AT&Tは規制、他は自由）

③ データ通信、付加価値通信（VAN等）

AT&Tアメリカンベル

GTE テレネット

タイムネット 他

——これらのサービスをベル電話会社に認めるか否かが係争中

（1991：FCCはこれを認める方向の裁定を下した）

④ 移動通信（ページング（ポケットベル）、自動車・船舶・航空機電話等）

各電話会社・無線通信事業者（700社）

⑤ 通信機器製造

AT&Tウェスタン・エレクトリック

他メーカー等（1,500社）

(v) 現在の諸問題

① 「ユニバーサル・サービス」実現方式、「アクセス・チャージ設定」の問題

（旧）AT&Tの分割にともない、従来赤字を出していた市内料金が上昇する形勢になった。FCCは市外通話のための市内回線の使用について地域電話会社が「アクセス・チャージ（交換接続料）」を徴収することを認めた。1984年に事務用電話加入者および長距離電話事業者の双方からのアクセス・チャージ徴収を実施し、1985年に一般家庭からもアクセス・チャージを徴収することになった。（1996年から本格的ユニバーサル・サービス実施を検討中。）

② 旧ベル系地域電話会社への接続要件

長距離事業者
CATV業者
CAP業者

③ 旧ベル系地域電話会社による他市場への参入条件の設定

長距離市場
CATV市場
高度サービス市場
機器製造

b. イギリス

19世紀末に、民間企業によって電気通信事業が始められたが、政府が順次買収し、20世紀初頭には国営体制が確立した。

1977年のサッチャー政権成立以来、電気通信分野の自由化政策が打ち出された。

1981年に国営の郵電公社 (British Post Office: BPO) を郵便業務と電気通信業務に分離し、後者を民営化して British Telecom 株式会社 (BT) が電気通信業務のために設立された。

1982年、マーキュリー社を電話事業に参入させ、BTと競争させることにした。

1984年、電気通信産業の規制を目的とする独立の機関「電気通信庁 (オフテル「OFTEL」)」を設置し、その運営を電話事業者から徴収する事業免許料でまかなうこととした。(日本、米国では免許料は実質上徴収していない。)

1991年までイギリスの電気通信産業は、BTとマーキュリーの2社による複占体制で運営された。マーキュリー社のシェアは1%程度。同年、CATV業者による参入を認めて、競争促進政策。オフテルはBTにより強い規制(非対称規制)を加えている。

1992年以降、漸次自由化。